

消費税率引き上げに伴う 電気料金のご請求金額変更と約款変更について

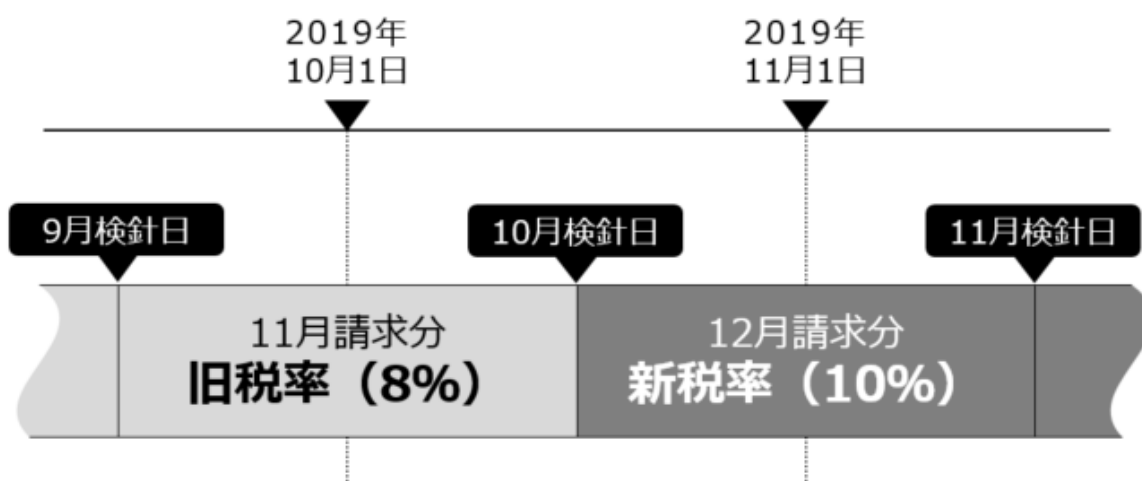
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。

これに伴い、弊社の電気料金のご請求金額につきましても2019年10月の検針日以降のご使用分より、下記のとおり新税率（10%：地方消費税含む）を反映させていただきます。

1. 新税率の適用開始時期

- 2019年10月の検針日から11月の検針日の前日までのご使用分から新単価を適用いたします。

《適用開始時期のイメージ図》



- (注)
- ・2019年10月1日を境とした日割計算は行いません。
 - ・2019年10月1日以降にお引越しや新築などにより、新規ご利用のお客様はご利用開始日から新税率（10%）を適用いたします。
 - ・検針日はお客様ごとに異なります。
 - ・請求書発行手数料等の手数料は10月1日以降の請求分から新税率（10%）を適用いたします。

2. 新税率に伴う料金単価の変更

- 電気料金には、消費税相当額が含まれています。そのため、新税率（10%）を反映した料金に変更いたします。

変更後の料金単価

変更前の料金単価 × 110/108

（銭未満を四捨五入）

※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については変更となりません。

新単価については「電気料金単価一覧表（2019年10月1日実施）」をご確認下さい。

3. 電気需給約款及び料金メニュー約款の変更

- 消費税率引き上げに伴い、2019年10月1日より、電気需給約款及び料金メニュー約款を変更いたします。
変更内容につきまして、下記に案内させて頂くとともに、新しい電気需給約款及び料金メニュー約款につきましては、弊社ホームページ (<http://tohoku.e-koto-denki.jp/>) に掲載いたします。

電気需給約款	旧税率 (8%)	新税率 (10%)
解約手数料	3,240 円	3,300 円
料金メニュー約款	旧税率 (8%)	新税率 (10%)
基準単価 (1 キロワット時につき)	21 銭 7 里	22 銭 1 里

- (注) ・解約手数料とは…契約期間満了によらず、契約解除した場合の手数料です。
引越等によりお客様が電気を継続してご使用いただけない場合には、発生いたしません。
・基準単価とは…毎月の電気料金のご請求時に反映させて頂く「燃料費調整単価」を算出する為の換算係数です。東北電力会社と同じ単価となります。

4. お問い合わせ先

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社 電話番号 022-369-3271

Mail : kurashinomori_tohoku_denryoku@grp.itcenex.com

以上

(別紙) 電気料金単価一覧表 (2019年10月1日実施)